

建設事業無災害表彰内規

(沿革) 昭和 31 年 3 月 14 日労働省基発第 129 号
昭和 42 年 1 月 19 日労働省基発第 50 号改正
昭和 42 年 8 月 10 日労働省基発第 3 号改正
昭和 43 年 8 月 12 日労働省基発第 507 号改正
昭和 50 年 2 月 17 日労働省基発第 87 号改正
昭和 58 年 3 月 25 日労働省基発第 153 号改正
平成 3 年 12 月 5 日労働省基発第 685 号改正
平成 11 年 9 月 1 日労働省基発第 519 号改正

(目的)

第 1 条 この内規は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この内規は、事業の期間（以下「工期」という。）が予定される事業であって、労働基準法別表第 1 第 3 号に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が 1 6 0 万円以上のものに適用する。

(表彰状授与)

第 3 条 厚生労働省労働基準局長は、前条に示す事業であって、全工期を通じ、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く。）が発生しなかった事業場に様式第 1 号による表彰状を授与する。

前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級表に掲げる身体障害を伴うものとする。

第 4 条 厚生労働省労働基準局長は、前条第 1 項の表彰状を授与した後に、当該表彰に係る事業においてその工期中に業務上の災害が発生した事実が判明した場合には、当該表彰状を返還させるものとする。

附 則

この内規は、平成 11 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に開始される事業に適用する。